

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第二章（略） 第三章 雑則（第五十五条 第六十七条） 附則</p> <p>（設立に必要な被保険者数） 第一条 厚生年金保険法（以下「法」という。）<u>第一百条第一項の政令で定める数は、千人とする。</u></p> <p>2 法第一百条第二項の政令で定める数は、<u>五千人とする。</u>ただし、一の適用事業所の事業主が他の適用事業所の事業主と業務、資本その他について密接な関係を有するものとして厚生労働省令で定める要件に該当する場合にあつては、<u>千人とする。</u></p> <p>（標準給与の基準） 第十七条（略） 2～4（略） 5 前条ただし書の規定による承認を受けた基金は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、厚生労働大臣の承認を受けて、標準給与の月額額の区分及びこれに対応する報酬の額の区分並びに賞与標準給与につき別段の定めをすることができる。</p>	<p>目次 第一章～第二章（略） 第三章 雑則（第五十五条 第六十三条） 附則</p> <p>（設立に必要な被保険者数） 第一条 厚生年金保険法（以下「法」という。）<u>第一百条第一項に規定する政令で定める数は、五百人とする。</u></p> <p>（標準給与の基準） 第十七条（略） 2～4（略） 5 前条ただし書の規定による承認を受けた基金は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、厚生労働大臣の承認を受けて、標準給与の月額額の区分及びこれに対応する報酬の額の区分並びに賞与標準給与につき別段の定めをすることができる。</p>

一 (略)

二 賞与標準給与につき別段の定めをする場合にあつては、その額の最高限度は百五十万円を下らないこと又は法附則第三十二条第一項の認可を受けていること。

(支払期月)

第二十八条 (略)

2 法第三百三十五条ただし書に規定する政令で定める額は、二十七万円とし、老齢年金給付の額がこの額に満たない場合における当該老齢年金給付の支払期月は、規約で定めるところにより、当該老齢厚生年金の支払期月の例による月又は次の各号に掲げる当該老齢年金給付の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月とする。

一 十五万円以上二十七万円未満 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月

二 六万円以上十五万円未満 イ又はロのいずれかに掲げる月

イ 六月及び十二月

ロ 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月

三 六万円未満 イから八までのいずれかに掲げる月

イ 二月、四月、六月、八月、十月又は十二月

ロ 六月及び十二月

ハ 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月

(基金が業務を委託する場合の要件)

第二十八条の二 基金が法第三百三十条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)、生命保険会社、農業協同組合連合会(全国を地区とし、農業協同組合法)

一 (略)

二 賞与標準給与につき別段の定めをする場合にあつては、その額の最高限度は百五十万円を下らないこと、又は法附則第三十条第一項の認可を受けていること。

(支払期月)

第二十八条 (略)

2 法第三百三十五条ただし書に規定する政令で定める額は、九万円とし、老齢年金給付の額がこの額に満たない場合における当該老齢年金給付の支払期月は、次の各号に掲げる当該老齢年金給付の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月とする。

一 六万円以上九万円未満 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月

二 三万円以上六万円未満 六月及び十二月

三 三万円未満 二月、四月、六月、八月、十月又は十二月

(基金が業務を委託する場合の要件)

第二十八条の二 基金が法第三百三十条第五項の規定に基づき、給付及び掛金等に関する業務(以下「受託業務」という。)を信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)、生命保険会社、農業協同組合

昭和二十二年法律第百三十二号) 第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。) 、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。) その他の法人に委託する場合には、基金の事業の実施に支障を及ぼすことがないように、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

(基金が業務の一部を委託することができる法人)

第二十九条 法第百三十条第五項の規定に基づき、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会及び連合会以外の法人にその業務の一部を委託する場合には、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人(以下「指定法人」という。) に委託するものとする。

一 年金数理に関する業務を法第百七十六条の二第二項に規定する年金数理人が実施するものであること。

二 前号に規定するもののほか、基金から委託される年金及び一時金並びに掛金等に関する業務(以下「受託業務」という。) を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 受託業務を長期にわたり確実に行うに足りる経理的基礎を有すること。

2・3 (略)

(事業主の掛金の負担割合を増加することができる限度)

第三十四条 基金は、各加入員(法第百三十九条第七項又は同条第八項若しくは法第百四十条第九項の規定により免除保険料額(当該加入員

連合会(全国を地区とし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号) 第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。) 、厚生年金基金連合会(以下「連合会」という。) その他の法人に委託する場合には、基金の事業の実施に支障を及ぼすことがないように、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

(基金が業務の一部を委託することができる法人)

第二十九条 法第百三十条第五項の規定に基づき、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会及び連合会以外の法人に受託業務を委託する場合には、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人(以下「指定法人」という。) に委託するものとする。

一 年金数理に関する業務を法第百七十六条の二第二項に規定する年金数理人が実施するものであること。

二 前号に規定するもののほか、受託業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 受託業務を長期にわたり確実に行うに足りる経理的基礎を有すること。

2・3 (略)

(事業主の掛金の負担割合を増加することができる限度)

第三十四条 基金は、各加入員(法第百三十九条第七項又は同条第八項若しくは法第百四十条第九項の規定により免除保険料額又は免除保険

の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第八十一条の第三項に規定する免除保険料率（以下「免除保険料率」という。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）又は免除保険料額に法第三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている加入員を除く。）の負担すべき掛金の額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合が、当該加入員に係る免除保険料額の二分の一に相当する額（法第二十九条第二項に規定する加入員にあつては、免除保険料額の二分の一に相当する額に法第三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額）の当該加入員に係る掛金の額に満たないこととならない限り、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額を増加することができる。

2 (略)

(免除保険料率の決定)

第三十六条の二 免除保険料率は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める月以降の月分の率として決定するものとする。

一 三 (略)

(代行保険料率の算定方法)

第三十六条の四 法第八十一条の第三第二項に規定する代行保険料率（以下「代行保険料率」という。）は、同項に規定する代行給付費の予想額の現価を当該基金の加入員に係る標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の予想額の現価で除して得た率とする。

2 (略)

料額に法第三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除されている加入員を除く。）の負担すべき掛金の額の当該加入員に係る掛金の額に対する割合が、当該加入員に係る免除保険料額の二分の一に相当する額（法第二十九条第二項に規定する加入員にあつては、免除保険料額の二分の一に相当する額に法第三十八条第四項に規定する割合を乗じて得た額）の当該加入員に係る掛金の額に満たないこととならない限り、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額を増加することができる。

2 (略)

(免除保険料率の決定)

第三十六条の二 法第八十一条の第三第一項に規定する免除保険料率（以下単に「免除保険料率」という。）は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める月以降の月分の率として決定するものとする。

一 三 (略)

(代行保険料率の算定方法)

第三十六条の四 法第八十一条の第三第二項に規定する代行保険料率は、同項に規定する代行給付費の予想額の現価を当該基金の加入員に係る標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の予想額の現価で除して得た率とする。

2 (略)

第三十九条の三 (略)

2 (略)

一 (略)

二 当該基準日における当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額
(以下「責任準備金相当額」という。)に相当する額

3 (略)

(現価相当額の計算)

第五十二条 法第六十条第四項及び第六十一条第三項に規定する現価相当額の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 当該中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額(法第六十条の二第三項の規定により連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算額を控除した額。以下この号及び次号において同じ。)については、厚生労働大臣の定めるところにより行う。

二 (略)

(法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法)

第五十五条 法第八十五条の二に規定する責任準備金の額は、連合会が解散した日において当該連合会が老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者について当該連合会が老齢年金給付の支給に關する義務を負つてゐる者について政府が積み立てるべき責任準備金が当該連合会が解散したことにより増加する額に相当する額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とし、その算定の基礎となる責任準備

第三十九条の三 (略)

2 (略)

一 (略)

二 当該基準日における当該基金の加入員及び加入員であつた者に係る法第六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当する額
に相当する額

3 (略)

(現価相当額の計算)

第五十二条 法第六十条第四項及び第六十一条第三項に規定する現価相当額の計算は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 当該中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における当該老齢年金給付の額(法第六十条の二第三項の規定により連合会が当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、当該加算額を控除した額。以下この号及び次号において同じ。)については、当該老齢年金給付の額に相当する額に厚生労働大臣の定める数を乗じて行う。

二 (略)

(法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法)

第五十五条 法第八十五条の二に規定する責任準備金の額は、連合会が解散した日において当該連合会が老齢年金給付の支給に關する義務を負っている者について当該連合会が老齢年金給付の支給に關する義務を負つてゐる者について政府が積み立てるべき責任準備金が当該連合会が解散したことにより増加する額に相当する額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とし、その算定の基礎となる責任準備

備金の予定利率は、年三分二厘とする。

(指定基金の要件)

第五十五条の二 法第七十八條の二第一項の政令で定める額は、第三十九條の三第一項の最低積立基準額とする。

2 法第七十八條の二第一項の政令で定める要件は、連続する三事業年度中の各事業年度の末日における年金給付等積立金の額が、責任準備金相当額に十分の九を乗じて得た額を下回っていることとする。

(健全化計画)

第五十五条の三 法第七十八條の二第一項に規定する健全化計画(次項において「健全化計画」という。)は、同条第一項の規定による指定期の日の属する年度の翌年度を初年度とする五箇年間の計画とする。

2 健全化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業及び財産の現状
- 二 財政の健全化の目標
- 三 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額

(法附則第七條の六第六項に規定する在職支給停止がある者の支給停止額及び在職支給停止がない者の支給停止額の一円未満の端数処理等)

第五十八條 次に掲げる額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、第二十四條の二の規定を準用する。

一・二 (略)

三 法附則第十三條の二第五項に規定する支給停止額、坑内員・船員

備金の予定利率は、年五分五厘とする。

(法附則第七條の六第六項に規定する在職支給停止がある者の支給停止額及び在職支給停止がない者の支給停止額の一円未満の端数処理等)

第五十八條 次に掲げる額を計算する場合において生じる一円未満の端数の処理については、第二十四條の二の規定を準用する。

一・二 (略)

三 法附則第十三條の二第六項に規定する追加停止額、坑内員・船員

の支給停止額、高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する坑内員・船員の支給停止額

四 法附則第十三条の七第六項に規定する支給停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額

五 法附則第十三条の八第四項に規定する支給停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する者の支給停止額

(坑内員・船員の老齢厚生年金の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第六十条 法附則第十一条の三第三項の規定により障害者・長期加入者の老齢厚生年金が坑内員・船員の老齢厚生年金とみなされる場合における法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二の規定の適用については、法附則第十三条第三項第二号中「附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項）」とあるのは、「附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項）」と読み替えるものとする。

(過去期間代行給付現価に係る政府の負担)

第六十条の二 法附則第三十条第一項の過去期間代行給付現価の額に照らし政令で定めるところにより算定した額は、同条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額（以下「過去期間代行給付現価の額」という。）に二分の一を乗じて得た額とする。

2 法附則第三十条第一項の政府が負担することが適当であるものとして政令で定めるところにより算定した額は、前項の規定により算定した額から責任準備金相当額を控除した額に五分の一を乗じて得た額とする。ただし、責任準備金相当額が過去期間代行給付現価の額に四分

の追加停止額、高年齢雇用継続給付を受給する者の追加停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する坑内員・船員の追加停止額

四 法附則第十三条の七第六項に規定する追加停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する者の追加停止額

五 法附則第十三条の八第五項に規定する追加停止額及び高年齢雇用継続給付を受給する者の追加停止額

(坑内員・船員の老齢厚生年金の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第六十条 法附則第十一条の三第四項の規定により障害者・長期加入者の老齢厚生年金が坑内員・船員の老齢厚生年金とみなされる場合における法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二の規定の適用については、法附則第十三条第三項第二号中「附則第九条の四第三項又は第五項（同条第六項）」とあるのは、「附則第九条の二第三項又は第九条の三第二項若しくは第四項（同条第五項）」と読み替えるものとする。

の1を乗じて得た額を下回るときは、同項の規定により算定した額から責任準備金相当額を控除した額とする。

3 政府は、基金の申請に基づき、前項の規定により算定した額を、当該額の計算の基礎となつた日の属する事業年度の翌事業年度に、当該基金に交付する。

4 法附則第三十条第二項の政令で定めるところにより計算した額は、当該基金の加入員及び加入員であつた者について当該事業年度の末日までの加入員であつた期間に係る法第百三十二条第二項に規定する額に厚生労働大臣の定める数を乗じて得た額とし、その計算の基礎となる予定利率は、年三分二厘とする。

5 前各項の規定は、連合会について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	法附則第三十条第一項	法附則第三十条第三項において読み替へて準用する同条第一項
同条第二項		同条第三項において読み替へて準用する同条第二項
第二項	法附則第三十条第一項	法附則第三十条第三項において読み替へて準用する同条第一項
責任準備金相当額を控除した額に		法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額（以下この項において「責任準備金相当額」

	同項	に	という。()を控除した額
第三項	基金	前項 連合会	
前項	法附則第三十条第二項	法附則第三十条第三項に おいて読み替えて準用す る同条第二項	
	当該基金の加入員及び加入 員であつた者について当該 事業年度の末日までの加入 員であつた期間	連合会が年金たる給付の 支給に関する義務を負つ ている者	

(過去期間代行給付現価の額に乗ずる率)

第六十条の三 法附則第三十一条の政令で定める率は、一・五とする。

(解散しようとする基金等の中途脱退者に係る措置の特例)

第六十一条 法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた基金(以下「解散しようとする基金等」という。)(の法第六十条第一項の規定に基づく中途脱退者の当該老齢年金給付の支給に関する義務の移転は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(解散しようとする基金等の取扱いの特例)

第六十二条 (略)

(解散しようとする基金等の中途脱退者に係る措置の特例)

第六十一条 法附則第三十条第一項の規定による認可を受けた基金(以下「解散しようとする基金等」という。)(の法第六十条第一項の規定に基づく中途脱退者の当該老齢年金給付の支給に関する義務の移転は、次に定めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

2 (略)

(解散しようとする基金等の取扱いの特例)

第六十二条 (略)

2・3 (略)

4 基金は、法附則第三十二条第一項の規定による老齢年金給付の支給に関する義務を免れることについて厚生労働大臣の認可を受けたときは、速やかに、その旨を当該基金の設立事業所の事業主に通知しなければならぬ。

(解散しようとする基金等の給付の額の算定の特例等)

第六十三条 法附則第三十二条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 平成十二年改正法附則第二十三条第一項及び第二十四条第一項

七・八 (略)

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の要件)

第六十四条 法附則第三十三条第三項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法附則第三十三条第一項の申出をした日(以下この条において「申出日」という。)の属する月前二年間において第三十三条の規定により算定された額の掛金を徴収していたと認められること又は申出日の属する月前二年間の当該基金の加入員の標準報酬月額額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)(の比率として厚生労働省令で定めるところにより計算した率が平成十四年度におけるすべての基金の加入員の標準報酬月額額の総額に対する掛金の総額(免除保険料額に相当する額を除く。)(の比率として厚生労働省令で定める率を上回っていること。

2・3 (略)

4 基金は、法附則第三十条第一項の規定による老齢年金給付の支給に関する義務を免れることについて厚生労働大臣の認可を受けたときは、速やかに、その旨を当該基金の設立事業所の事業主に通知しなければならぬ。

(解散しようとする基金等の給付の額の算定の特例等)

第六十三条 法附則第三十条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 平成十二年改正法附則第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条第三項

七・八 (略)

二 年金たる給付又は一時金たる給付に要する費用を抑制するために必要な措置を講じていること。

三 申出日の属する事業年度の前事業年度（当該申出日が当該申出日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度。以下この号において同じ。）の末日における過去期間代行給付現価の額が当該基金の加入員若しくは加入員であつた者に係る当該申出日の属する事業年度の前事業年度の各月の標準報酬月額額の総額の合計額以上であること又は平成八年四月一日から当該申出日までの間に当該基金の代行保険料率（当該代行保険料率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを千分の一に切り上げた率とする。）が免除保険料率を上回つたことがあること若しくは当該基金が設立された日から平成八年三月三十一日までの間に法第八十一条の第三第二項の規定の例により算定した代行保険料率に相当する率（当該率に千分の〇・五未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた率とし、千分の〇・五以上千分の一未満の端数が生じたときはこれを切り上げた率とする。）が同条第一項の規定の例により計算した免除保険料率に相当する率を上回つたことがあると認められること。

四 設立事業所の事業主の経営の状況が悪化していること。

（特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額）

第六十五条 法附則第三十三条第三項の政令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額とする。

一 基金が設立された日から当該基金が解散した日までの期間に係る

代行給付（法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分の老
 齢年金給付をいう。以下同じ。）に要する費用に係る収入に相当す
 る額

- 2 | 二 前号の期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相当する額
 前項第一号に掲げる収入に相当する額及び同項第二号に掲げる支出
 に相当する額の計算の基礎となる利子の利率は、当該基金が設立され
 た日の属する年から当該基金が解散した日の翌日の属する月の前月が
 属する年までの各年（当該基金が設立された日の属する年にあつては
 、当該基金が設立された日以後の期間）について、当該年の初日の属
 する年度の前年度における厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金
 の運用の実績に基づいて厚生労働大臣が定める率とする。

（特定基金に係る責任準備金相当額等の一部の物納に関する技術的読
 替え等）

第六十六条 法附則第三十八条第一項の規定により確定給付企業年金法
 第百十四条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の
 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
 に読み替えるものとする。

第百十四条 第一項	前条第一項の規定に基づき 、政府が解散厚生年金基金 等から同項に規定する責任 準備金に相当する額	厚生年金保険法附則第三 十三条第三項の規定によ り政府が特定基金（同条 第一項に規定する特定基 金をいう。以下この条に おいて同じ。）から同法 附則第三十三条第三項に 規定する減額責任準備金
--------------	---	--

第六項 第十四条 第四項及び 第六項	解散厚生年金基金等は 当該責任準備金に相当する 額	相当額を徴収する場合又は 同法附則第三十四条第 五項の規定により政府が 特定基金から同項の責任 準備金相当額
	解散厚生年金基金等 額又は当該責任準備金相 当額	特定基金は 当該減額責任準備金相当 額

2 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八

十二条から第八十八条までの規定は、法附則第二十八条第一項において確定給付企業年金法第十四条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十二条 各号列記以 外の部分 第八十二条 第三号	法 解散厚生年金基金等（法第 百十三条第一項に規定する 解散厚生年金基金等 法第十四条第一項	厚生年金保険法附則第二 十八条第一項において準 用する法 特定基金（厚生年金保険 法附則第三十二条第一項 に規定する特定基金 同法附則第三十八条第一 項において準用する法第
--	--	---

第八十二条	各解散厚生年金基金等	百十四条第一項
第二項	各解散厚生年金基金等 法第百十二条第一項の規定により徴収する責任準備金に相当する額	各特定基金 厚生年金保険法附則第三十三条第三項の規定により徴収する同項に規定する減額責任準備金相当額 又は同法附則第三十四条第五項の規定により徴収する同項の責任準備金相当額
第八十四条	法第百十四条第一項	厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する法第百十四条第一項
第八十五条	法第百十四条第三項	厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する法第百十四条第三項
第八十六条	法	厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する法
第八十七条	解散厚生年金基金等 法第百十四条第五項	特定基金 厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する法第百十四条第五項
第一項		

	第七十九条又は厚生年金基金令	項
第八十七条 第二項	法	厚生年金保険法附則第二十八條第一項において準用する法
第八十八条	解散厚生年金基金等	特定基金

3 法附則第三十八條第一項において準用する確定給付企業年金法第十四條第五項の有価証券の価額として算定した額は、年金資金運用基金又は年金資金運用基金の理事長が指定する者が当該有価証券の移換を受けた日に厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第八條第一項の年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

4 法附則第三十八條第三項の規定により保険業法附則第一條の十二の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第一條 の十三第一 項	確定給付企業年金法（平成十二年法律第五十号）第一百二十條第一項に規定する解散厚生年金基金等（以下この条において「解散厚生年金基金等」という。）が、 同法	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号） 附則第三十三條第一項に規定する特定基金（以下この条において「特定基金」という。）が、同法 附則第二十八條第一項において準用する確定給付企業年金法（平成十二年法律第五十号）
---------------------	---	--

附則第一條の十三第二項	解散厚生年金基金等	責任準備金（同法第百二十二條第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額	減額責任準備金相当額（厚生年金保険法附則第三十三條第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）又は責任準備金（同法第百二十二條第一項に規定する責任準備金をいう。）に相当する額
	特定基金	同法第百十四條第一項に	減額責任準備金相当額（同法第百十三條第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）又は責任準備金相当額（厚生年金保険法附則第三十四條第五項の責任準備金相当額をいう。）
	確定給付企業年金法	当該解散厚生年金基金等	厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する確定給付企業年金法第百十四條第一項に
	法	当該特定基金	当該特定基金
	法	厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する確定給付企業年金法	厚生年金保険法附則第三十八條第一項において準用する確定給付企業年金法第百十四條第一項に

（連合会に行わせる事務）

第六十七條 法附則第三十九條第一項の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 政府が法附則第三十三條第三項又は第三十四條第五項の規定により解散した特定基金から徴収する減額責任準備金相当額（法附則第三十三條第三項に規定する減額責任準備金相当額をいう。）又は責

任準備金相当額の算定に関する事務

二 当該解散した特定基金の加入員であつた者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務

2 法附則第三十九条第一項の規定により連合会の業務が行われる場合には、法第五十九条第六項中「その業務」とあるのは、「その業務（附則第三十九条第一項の規定により連合会が行つものを除く。）」とする。

附則

（掛金の額の算定方法に関する経過措置）

第二条 第三十三条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「予定運用収入」とあるのは、「予定運用収入及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十四条第二項から第五項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担」とする。

第三条 削除

附則

（掛金の額の算定方法に関する経過措置）

第二条 第三十三条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「予定運用収入」とあるのは、「予定運用収入並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十四条第二項から第五項まで及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第七条第三項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担」とする。

（現価相当額の計算に関する経過措置）

第三条 第五十二条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「相当する」とあるのは、「相当する額から国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十四条第二項から第四項まで（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第七条第三項（同法附則第十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該老齢年金給付につき厚生年金保険の管掌者たる

「政府が負担すべきこととなる額を控除した」とする。

(法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に
関する特例)

第四条 法第八十五条の二に規定する責任準備金の額は、当分の間、第
五十五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額
を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣
の定めるところにより計算した金額とする。

一 連合会が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして
第五十五条の規定の例により計算した額

二 平成十一年十月一日から連合会が解散した日までの期間に係る代
行給付に要する費用に係る収入に相当する額

三 前号に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相
当する額

2 (略)

(年金給付等積立金の積立てに関する特例)

第五条 (略)

一 (略)

二 毎事業年度の末日における当該基金の加入員及び加入員であつた
者に係る責任準備金相当額に相当する額

2 (略)

(法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に
関する特例)

第四条 法第八十五条の二に規定する責任準備金の額は、当分の間、第
五十五条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額
を合算した額から第三号に掲げる額を控除した額として厚生労働大臣
の定めるところにより計算した金額とする。

一 連合会が平成十一年九月三十日において解散したものとみなして
第五十五条の規定の例により計算した額

二 平成十一年十月一日から連合会が解散した日までの期間に係る代
行給付(法第百三十二条第二項に規定する額に相当する部分の年金
給付をいう。以下同じ。)に要する費用に係る収入に相当する額

三 前号に規定する期間に係る代行給付に要する費用に係る支出に相
当する額

2 (略)

(年金給付等積立金の積立てに関する特例)

第五条 (略)

一 (略)

二 毎事業年度の末日における当該基金の加入員及び加入員であつた
者に係る法第百六十二条の三第一項に規定する責任準備金に相当す
る額に相当する額

2 (略)

国民年金基金令（平成二年政令第二百四号）
（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 契約及び業務の委託（第十八条 <u>第二十条の二</u>）</p> <p>第四節～第七節（略）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（基金が業務の一部を委託する場合の要件）</p> <p>第十九条の二 <u>基金が法第百二十八条第五項の規定に基づき、その業務の一部を同項の法人に委託する場合には、基金の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。</u></p> <p>（基金が業務の一部を委託することができる法人）</p> <p>第二十条 <u>基金が法第百二十八条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）</u>、<u>共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）</u>、<u>国民年金基金連</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 契約及び業務の委託（第十八条 <u>第二十条</u>）</p> <p>第四節～第七節（略）</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（基金が業務の一部を委託することができる法人）</p> <p>第二十条 <u>法第百二十八条第五項の政令で定める法人は、国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）及び次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）とする。</u></p>

合会（以下「連合会」という。）及び日本郵政公社以外の法人に委託する場合には、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）に委託するものとする。

一〇三（略）

2・3（略）

（業務を受託できる金融機関）

第二十条の二 法第二百二十八条第六項の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、信託会社、保険会社及び無尽会社とする。

（積立金の運用）

第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。

一（略）

二 生命保険会社又は農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会への保険料又は共済掛金の払込み

三〇五（略）

2・6（略）

一〇三（略）

2・3（略）

（積立金の運用）

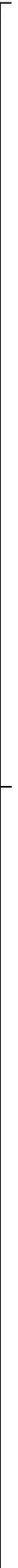
第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。

一（略）

二 生命保険会社又は農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）への保険料又は共済掛金の払込み

三〇五（略）

2・6（略）



国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第七七条 昭和六十年改正法附則第八十三条第一項に規定する者については、旧厚生年金保険法第百三十五条ただし書に規定する政令で定める額は、<u>二十七万円</u>とし、老齢年金給付の額がこの額に満たない場合における当該老齢年金給付の支払期月は、規約で定めるところにより、旧厚生年金保険法による当該老齢年金若しくは通算老齢年金の支払期月の例による月又は次の各号に掲げる当該老齢年金給付の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月とする。</p> <p>一 十五万円以上二十七万円未満 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月</p> <p>二 六万円以上十五万円未満 イ又はロのいずれかに掲げる月</p> <p>イ 六月及び十二月</p> <p>ロ 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月</p> <p>三 六万円未満 イから八までのいずれかに掲げる月</p> <p>イ 二月、四月、六月、八月、十月又は十二月</p> <p>ロ 六月及び十二月</p> <p>ハ 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月</p> <p>2 (略)</p>	<p>第七七条 昭和六十年改正法附則第八十三条第一項に規定する者については、旧厚生年金保険法第百三十五条ただし書に規定する政令で定める額は、<u>九万円</u>とし、老齢年金給付の額がこの額に満たない場合における当該老齢年金給付の支払期月は、次の各号に掲げる当該老齢年金給付の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月とする。</p> <p>一 六万円以上九万円未満 二月、六月及び十月又は四月、八月及び十二月</p> <p>二 三万円以上六万円未満 六月及び十二月</p> <p>三 三万円未満 二月、四月、六月、八月、十月又は十二月</p> <p>2 (略)</p>

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（免除保険料率の決定に関する経過措置）</p> <p>第二十二條 平成六年改正法附則第三十五條第六項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第八十一條の三第一項の政令で定める範囲（次項において「免除保険料率の範囲」という。）は、千分の二十四から千分の五十までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険法附則第三十一條の規定により読み替えて適用される同法第八十一條の三第二項の規定により代行保険料率が算定される場合における免除保険料率の範囲は、零から千分の五十までとする。</p> <p>第二十三條 （略）</p> <p>第二十四條 （略）</p>	<p>第二十二條 （略）</p> <p>第二十三條 （略）</p>